

## かわさき子どもの権利フォーラム 会則

(名称)

第1条 この会は、「かわさき子どもの権利フォーラム」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 この会は、子どもの権利・条例を実現するための活動を行い、川崎市における子ども支援に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 子どもの権利・条例の普及・啓発活動
- (2) 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく活動の支援
- (3) 子どもの権利を実現するためのコーディネーターの育成
- (4) 子どもの権利に係わるネットワークづくり
- (5) 子どもの権利を大切にする「まち」づくりへの提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5000円
- (2) 賛助会員 3000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 会費を3年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

3 会計は、本会の出納事務を担当する。

4 監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 総会議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要なことがらは、会長が役員会の承認を経て別に定める。

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則

1 この会則は、2017年8月20日より施行する。

平成2017年度役員

役 職	氏 名	備 考
会 長	山田 雅太	
副会長	宮越 隆夫	
副会長	西野 博之	
事務局長	圓谷 雪絵	
会 計	内田 塔子	
監 査	喜多 明人	
監 査	荒牧 重人	